大郷町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和７年１２月文部科学省）の「地域クラブ活動に関する認定制度」（以下「認定制度」という。）に基づき、大郷町教育委員会（以下「教育委員会」という。）として地域クラブ活動の認定を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

（認定要件）

第２条　認定地域クラブ活動の認定を受けるに当たり満たすべき要件は、次のとおりとする。

（１）　学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること

（２）　適切な活動時間や休養日が設定されていること

（３）　活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

（４）　適切な指導の実施体制が確保されていること

（５）　適切な安全確保の体制が確保されていること

（６）　適切な運営体制が確保されていること

（７）　学校等との連携が適切に行われていること

２　前項各号に掲げる認定要件を満たしているか否かについては、教育委員会が大郷町地域クラブ活動認定要件確認書（様式第３号）に基づき判断する。

（認定申請）

第３条　大郷町認定地域クラブ活動の認定を受けようとする者は、大郷町認定地域クラブ活動誓約書兼申請書（様式第１号）（以下「誓約書兼申請書」という。）に、次に掲げる書類を添え、教育委員会に提出しなければならない。

（１）地域クラブ参加者一覧表（様式第２号）

（２）大郷町認定地域クラブ活動認定要件確認書（様式第３号）

（３）団体の規約または会則等

（４）保険加入証明書の写し

（５）指導者の取得している資格が分かる書類（認定証等）の写し

（６）誓約書（様式第４号）

（７）地域クラブ活動の活動計画書

（８）地域クラブ活動に係る収支計画書

（９）その他教育委員会が必要と認める書類

（認定手続）

第４条　教育委員会は、前条第１項の規定による申請があった場合には、必要に応じてヒア

リングや現地確認等を行いつつ申請内容を審査し、第２条の認定要件を満たすと認めるときは、認定を行うものとする。

２　教育委員会が自ら地域クラブ活動の運営団体・実施主体となり、第２条の認定要件に沿って地域クラブ活動を実施する場合には、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなす。

３　第１項の規定により認定を受け、又は前項の規定により認定を受けたものとみなされた地域クラブは「大郷町認定地域クラブ活動」と呼ぶものとする。

（認定又は不認定の通知）

第５条　教育委員会は、前条第１項の規定による認定をしたときは、大郷町認定地域クラブ活動認定通知書（様式第５号）により申請者に通知するものとする。

２　教育委員会は、前条第１項の規定による認定をしないこととしたときは、大郷町認定地域クラブ活動不認定通知書（様式第６号）により申請者に通知するものとする。

（認定の有効期間）

第６条　大郷町認定地域クラブ活動の認定の有効期間は、認定の効力の発生日の属する年度の年度末までとする。

（変更の届出）

第７条　大郷町認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた後、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたときは、大郷町認定地域クラブ活動変更の届出書（様式第７号）により教育委員会に届け出なければならない。ただし、その変更が軽微な場合はこの限りでない。

（休止の届出）

第８条　大郷町認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた地域クラブ活動を休止する場合には、速やかに大郷町認定地域クラブ活動休止の届出書（様式第８号）により教育委員会に届け出なければならない。

（認定取消しの申出）

第９条　大郷町認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた地域クラブ活動を廃止する場合には、速やかに大郷町認定地域クラブ活動認定取消しの申出書（様式第９号）により教育委員会に申し出なければならない。

（認定の取消し）

第 10 条　教育委員会は、大郷町認定地域クラブ活動が次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すものとする。

（１）不正な手段等により認定を受けたとき

（２）指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき

（３）前条の規定により認定取消しの申出があったとき

２　教育委員会は、第１項の規定により認定を取り消したときは、大郷町認定地域クラブ活動認定取消通知書（様式第１０号）により、大郷町認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体に通知するものとする。

（指導助言等）

第 11 条　教育委員会は、定期的な報告、ヒアリング、現地確認等により、大郷町認定地域クラブ活動の取組状況等を把握し、必要な指導助言等を行うものする。

（大郷町認定地域クラブ活動に対する支援）

第 12 条　教育委員会は、大郷町認定地域クラブ活動について次に掲げる支援を行うものする。

（１）生徒・保護者等に対する情報提供

（２）地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の利用・減免等）

（３）地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の促進

（４）その他教育長が認める支援

（その他）

第 13 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年８月１日から施行する。

（経過措置）

２　令和９年３月３１日までの間は、教育委員会は、第２条第１項第２号、第４号又は第６号を満たしていない場合であっても認定を行うことができるものとし、その場合には、当該地域クラブ活動の運営団体･実施主体に対して活動の質の担保等のために適切な指導助言等を行うものとする。